

## 佐呂間小学校いじめ防止基本方針

(令和6年4月改定)

### 1 はじめに

本校においては、これまでもいじめの防止、早期発見、いじめへの対応等に全教職員で取り組んできているが、「いじめ防止対策推進法」の内容及び「北海道いじめ防止等に関する条例」、「北海道いじめ基本方針(令和5年3月改訂)」を踏まえ、「佐呂間小学校いじめ基本方針」の改訂を通し、改めていじめに対してより実効性のある組織的な取組となるよう、全教職員で共通理解を深めていきたい。

また、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、未然防止、早期発見、発生した際の対応等に全教職員で取り組むため、地域・保護者との連携、関係機関との連携協力を進めるため、また、子どもたちに「いじめは絶対してはいけない」ことをさらに強く認識させるための方針である。

### 2 いじめの防止

#### (1) 基本的考え方

全ての児童が、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め、互いに支えあうことができる取組を進めるとともに、オホーツク教育局、佐呂間町教育委員会、関係機関と学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

#### (2) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（北海道いじめの防止等に関する条例 第2条）

#### (3) いじめ防止のための取組

##### ① いじめについての共通理解

###### ア) 教職員の共通理解を図るために

- ・生徒指導交流会、学級経営交流会、校内研修を活用する
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について周知する
- ・「いじめ防止対策推進法」についての学習、共通理解
- ・「佐呂間小学校いじめ防止基本方針」についての共通理解、見直し（年1回以上）

###### イ) 子どもたちの意識向上

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」学校風土を醸成する
- ・子どもたちと教職員が、何がいじめなのかを具体的に認識し、共有する

##### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

###### ア) 子どもの社会性を育む

- ・教育活動全体を通じた道徳教育の充実
- ・人権教育の実施（年1回）

- イ) 互いを尊重し合う態度の育成
  - ・社会体験・生活体験の取組 修学旅行、宿泊研修、校外学習、総合的な学習の時間における体験活動等
  - ・「ソーシャルスキルトレーニング」「ロールプレイング」の活用 ・縦割り班等による活動 清掃、集会活動、集団下校、低・高学年の交流（縄跳び月間等）
  - ・コミュニケーションへ能力の向上 全教育活動での意識的な取組・指導
- ③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点
  - ア) いじめが生まれる背景
    - ・勉強や人間関係等のストレス
  - イ) いじめを生まないために
    - ・一人一人を大切に「わかる授業」の推進とT T・少人数指導の効果的活用
    - ・子どもの人間関係の把握
    - ・一人一人が活躍できる、活動できる集団づくり
    - ・ストレスに適切に対処できる力の育成
    - ・教職員の適切な認識や言動 ・障害（発達障害を含む）についての適切な理解と指導
- ④ 自己有用感、自己肯定感を育む
  - ア) 教育活動全体を通じて
  - イ) 家庭・地域との連携・協力を図る
  - ウ) 体験活動の充実
- ⑤ 子ども自らのいじめについての学び、取組
  - ア) 児童会等の主体的取組
- ⑥ いじめを理解するに当たっての留意点
  - ア) いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
  - イ) インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
  - ウ) 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。  
 なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処をする。
  - エ) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふ

ざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

オ) 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### 3 早期発見

#### (1) 基本的考え方

いじめは大人の目の届かない場所や時間で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われる。ささいな出来事にも気を配り、指導が必要であれば時間をあけずに行うことが重要である。

日常の子どもの観察や信頼関係の構築に努め、子どもの変化や信号を見逃さないようアンテナを高くしておくこと、全教職員が何かあれば情報を交換、共有することが大切である。

また、指導に困難を抱える学級は、特に全教職員で注意して観察し、トラブル等が発生した場合も、全教職員が情報を共有し、複数の教職員で対応、指導に当たることが必要である。

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ① 休み時間や放課後等での子どもとの雑談や観察
- ② 担任に提出する日記やノート等
- ③ アンケート調査の実施（年 2 回）と結果の確認
- ④ 子どもとの個人面談（時期を決め、休み時間や放課後を活用して）
- ⑤ 相談体制の充実（どの先生でも話を聞くよ）
- ⑥ 子ども・保護者・地域の方からの情報
- ⑦ 相談、情報を過小評価しない（大したことじゃない、いじめではない）

### 4 いじめに対する対応

#### (1) 基本的な考え方

最も大切なことは、組織的に対応することである。子どもとの対応、保護者との対応、関係機関との対応等、全教職員の共通理解の下、具体的な確認や指導、家庭訪問等についても複数教職員で対応することを押さえておく。

#### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 子どもや保護者からいじめの相談、訴えがあった場合、話を真摯に傾聴する。
- ③ 上記の内容があったら、担任及び管理職に報告し、いじめ対応の組織の中で内容を共有し、事後対策を確認する。
- ④ 当該組織を中心に、いじめの事実の有無を確認し、該当の保護者に連絡する。また校長は、教

育委員会に報告する。

- ⑤ いじめに関わった子どもへの指導を行うとともに、その結果を保護者、教育委員会へ報告する。
- ⑥ いじめられている子どもを守る観点から、場合によっては警察または児童相談所と連携して対応する。

(3) いじめられた子ども及びその保護者への支援

- ① いじめられた子どもが悪いのではないことをきちんと伝え、複数の教職員で事実関係の聴取を行う。
- ② 家庭訪問により、できる限り迅速に事実関係を伝える。
- ③ 子どもと保護者の不安を除去するとともに、状況に応じて子どもの見守り等で安全を確保する。
- ④ いじめられた子どもが安心して学習等に取り組めるよう、寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、関係機関との連携・協力を行う。
- ⑤ 解決したと思われる場合でも、継続して注意を払う。

(4) いじめた子どもへの指導及びその保護者への対応

- ① いじめたとされる子どもからも複数の教職員で事実確認の聴取を行う。
- ② いじめが確認された場合、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- ③ 事実を確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者と連携して以後の指導、対応を適切に行えるよう、協力を求めるとともに助言を行う。
- ④ 自らの行為を自覚させ、同じことを繰り返すことのないよう、適切に指導を行う。状況に応じて、関係機関との連携・協力を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた子どもに対しても、自分の問題として捉えさせるよう指導を行う。
- ② すべての子どもが、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を再構築できるよう集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① 不適切な書き込み等の削除を行う。
- ② いじめ対応と同様に当該の子どもに対する対応を行う。
- ③ 状況に応じて、関係機関との連携・協力を行う。
- ④ 教育委員会と連携し、ネットパトロールを実施する。
- ⑤ 情報モラル教育を進めるとともに、保護者への理解を求めていく。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 その他

(1) いじめに対する組織的な指導體制の構築

(2) いじめに関する校内研修の充実

(3) 校務分掌の適正化及び指導體制の整備

(4) 学校評価の活用

(5) 地域・家庭との連携協力

7 組織

(1) 組織名 校内いじめ防止対策委員会

(2) 構成員 校長・教頭・生徒指導部 1 名・教務部 1 名・各ブロック 各 1 名

(3) 取組内容

① 「佐呂間小学校いじめ防止基本方針」の作成及び委員会内での検討、訂正・付け足し等

② 職員会議への改訂案の提案

③ 委員会会議の開催、取組内容の実施時期・計画案等、年間予定の立案

④ 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、検証

⑤ 教職員の共通理解と意識啓発

⑥ 子どもや保護者に対する情報発信と意識啓発

⑦ 個別面談や相談の受け入れ、及び集約、報告

⑧ いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合の集約

(組織的に動く必要がある事案については、委員会で対応を検討)

⑨ 構成員の決定 (必要に応じた構成員の限定、拡大)

⑩ 重大事態への対応 ・その他